

1. 件名：「島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(149)」

2. 日時：令和3年3月15日（月）10時15分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与

中国電力株式会社：山田常務執行役員 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺陸域の地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺陸域の地質・地質構造）（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所 基準地震動の策定について
- ・ 島根原子力発電所 基準地震動の策定について（補足説明資料）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺海域の地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺海域の地質・地質構造）（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 津波評価について
- ・ 島根原子力発電所2号炉 津波評価について（補足説明）

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:02	それでは、これから、島根原子力発電所のまとめ資料のヒアリングを始めたいと思います。それではよろしく願いいたします。
0:00:14	はい、中国電力のカシマです。ではこちらのほうからまとめの資料について説明させていただきます。順番としましてはまず津波についてまず一番で、引き続きで先週資料のほうだけをさしていただいております敷地周辺の
0:00:30	会期、基準地震動という形で順番の方考えておりますけど、よろしいでしょうか。どうぞ。
0:00:39	規制庁クマガエです。はい、そのようにお願いしますが、ちょっと地震動についてはですね、今日はちょっと
0:00:45	行わずにですねまた後日にさせていただければと思っております。
0:00:50	よろしく願いいたします。
0:00:55	はい、中国電力かつまで承知しました。それで津波のほうからまず御説明させていただきます。
0:01:03	中国電力の小田です。まず資料の確認からさせていただきます。津浪来今回提出しているのが津浪とを敷地周辺、
0:01:14	そして敷地周辺海域の3点です。資料については6点ございます。
0:01:19	まず津波評価についてですが、こちらの資料番号がEP-074 回 01。
0:01:26	が本編でして、補足説明資料がEPE074 を科医 01 でございます。
0:01:33	続きまして敷地周辺陸域につきましては、EP-070 書いておいて、
0:01:40	補足説明資料がEP070 を買い 01 でございます。
0:01:46	最後に敷地周辺海域につきましては、EP-072 回 01、EP補足説明資料がPd 0 何法解 01 でございます。以上6点資料でございますでしょうか。
0:02:12	規制庁クマガエです。
0:02:13	津波と敷地のところで、6点ということでよろしいでしょうか。
0:02:21	中国電力はですね。
0:02:23	はい、登録店でございます。
0:02:35	はい、ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。
0:02:41	中国電力オダです。
0:02:43	それでは島根原子力発電所2号炉津波評価について御説明いたします。
0:02:49	資料は資料番号EP-074 回 01 の説明資料本編を用いまして、まとめ資料の概要と、当初申請及びこれまでの審査会合から、このまとめ資料においてどのような変更してきたかということを御説明させていただきます。
0:03:06	まず1ページをお願いします。

0:03:13	まず本資料の概要についてご説明します。
0:03:17	初めに基準津波の選定における津波水位の評価地点を示しておりまして、水位上昇側では、施設護岸または防波壁を評価地点としまして、水位下降側では2号取水槽を評価地点とする旨を本資料に記載しております。
0:03:34	またドライサイト及び海水ポンプの取水性を確認する観点から上昇側については1から3号炉の主放水槽加工については、2号取水槽の評価水位についても確認いたします。
0:03:48	2ページをお願いします。
0:03:52	こちらでは基準津波の策定における検討フローを示しております。
0:03:57	地震による津波の想定及び地震以外の要因による津波の想定から、基準津波を選定いたしまして、その後津浪堆積物調査防波堤の影響検討等から選定結果の検証を行うことで、基準津波の策定を行います。
0:04:13	基準津波の策定に伴いまして、年超過確率の参照及び砂移動評価も実施しております。
0:04:19	次3ページをお願いします。
0:04:25	3ページ及び4ページには、基準津波の策定における検討結果を示しております。
0:04:31	こちらの泊脇に示す通り、先ほどの検討フローに基づきまして、基準津波1から6を策定しております。
0:04:39	水位上昇側では基準津波1の防波堤なしのケースにおいて、施設護岸または防波壁での11.6mが最大となりまして、
0:04:49	SE加古川では、休日のほうに6において、2号炉取水槽での安野宛8mが最大となっております。
0:04:56	各基準津波の波源については、4ページにお示しております。
0:05:00	5ページをお願いします。
0:05:06	5ページには、年超過確率年超過確率を示しております。水上昇側の年超過確率は旧4津波1と2を対象としまして、10のマイナス3乗から10のマイナス5乗程度であります。
0:05:20	追加項目の年超過確率は基準津波1と3と4を対象としまして、同じく10のマイナス3乗から16万1055程度であります。
0:05:30	次に6ページをお願いします。
0:05:35	6ページには砂移動評価結果を示しております。
0:05:38	取水口取水槽、それぞれの最大の堆積層厚さは下の表の赤枠で示す通り、0.02mでありまして、こちらが取水への影響がないことを確認いたしました。
0:05:50	7ページをお願いします。

0:05:56	次に平成 25 年 12 月 25 日の申請時からの主な変更内容について御説明します。
0:06:03	7 ページ及び 8 ページには、主な変更内容を表で整理して示しております。
0:06:08	こちらの資料では日本回答縁部に想定される地震発生領域の連動を考慮したことを防波堤の影響検討を実施したこと。
0:06:18	津浪堆積物調査及びその結果に基づいたシミュレーションを実施し、基準策定との比較を行ったこと、9 分配として 6 波源を測定したこと等を記載しております。
0:06:29	9 ページをお願いします。
0:06:36	9 ページに基準津波の策定における検討フローを示しております、申請時から変更した項目について赤字で囲っております。
0:06:45	これらの赤字で囲っている内容について、国交省内閣府文部科学省 2014 を踏まえた検討。
0:06:53	地震発生領域の連動を考慮した検討。
0:06:56	防波堤の影響検討といった順序で順序で御説明していきます。
0:07:01	またあわせて年超過確率のロジックツリーについても新生児から変更しておりますので御説明します。
0:07:08	まず 10 ページをお願いします。
0:07:12	こちらが国交省内閣府文部科学省 2014 に示される波源モデルのうち、敷地への影響検討対象としまして、島根県と鳥取県に与える影響が大きいとされる断層について、追加検討を行いました。
0:07:27	これらの断層を左の表の赤字で示しております。
0:07:31	あいつ活断層から想定される地震による津波の検討ではF55、F56F57 億
0:07:38	日本海等M1に想定される地震による津波の検討ではF17F24F28、F30 を抽出しております。
0:07:47	そして抽出した断層を対象に滑り域の不確かさを考慮した日現象等を実施した上で、次の上昇量下降量を評価いたしました。
0:07:57	11 ページをお願いします。
0:08:02	次に、日本回答M1に想定される地震による津波の検討におきます地震発生領域の連動について御説明します。
0:08:11	下の図に示しております。地震調査研究推進本部 2003 における地震発生領域であります北海道北西沖から作動が島へ北方沖の領域につきましては、連動が完成は低いとされておりますが、

0:08:26	2011年東北地方太平洋沖地震では広い領域で地震が連動して発生したことを踏まえ、科学的想像力を発揮し、不確かさとして地震発生領域の連動考慮した検討を追加実施いたしました。
0:08:40	検討の結果、図の下の図の赤いエア－そしてませんが、青い四角で示す領域が敷地への影響が大きい領域と評価しまして、350kmの波源モデルとして設定いたしました。
0:08:55	この波源モデルを用いましてパラメータスタディを行い、次の所上昇量下降量を評価いたしました。
0:09:01	12ページをお願いします。
0:09:05	次に防波堤の有無が基準津波の先選定に与える影響を追加検討いたしました。
0:09:12	防火テマー番左図に示す通りで防波堤ありケースとなしケース、それぞれの形状は右図の通りです。
0:09:20	検討に当たりまして、より詳細に検討する観点からSE上昇側下降側で選定された基準津波に対して防波堤ありケースと同様の手順で防波堤なしケースのパラメータスタディを実施し、金銭を前提に与える影響について確認しました。
0:09:36	パラメータスタディの結果防波堤ありケースと異なる波源による評価水位が再度示した場合につきましては、その波源を基準津波として選定いたしました。
0:09:46	13ページをお願いします。
0:09:50	最後に、年超過確率のロジックツリーの変更についてですが、対象とする波源と断層またパラメータにつきまして、質問表に示す通り変更変わっております。
0:10:01	14ページをお願いします。
0:10:05	続きまして、これまでの審査会合からの変更内容について御説明いたします。
0:10:10	変更内容を以下に表で示しております。
0:10:14	No.1の評価地点の変更ではSE上昇側の評価地点を1号俵遂行護岸または一部放水連絡通路防波扉を含めた評価地点から施設護岸または防波壁海に戻したことから、評価結果も以前のものに持っております。
0:10:31	ナンバー2を最大の水位の比較結果の追加については、第771回審査会合
0:10:37	No.7の砂移動評価の提出分布に関する資料の追加については、第662回審査会合審査会合におけるコメントに対応した変更でございます。
0:10:48	これらのNo.1No.2No.7について、上から順番に詳細を御説明し、その他につきましては記載の適正化等の軽微な修正でありますので、説明を割愛させていただきます。
0:11:00	15ページをお願いします。

0:11:04	まず評価地点の変更の件についてご説明します。
0:11:08	第 715 回のご用に関する審査会合におきまして、一部汚水連絡通路防波扉は基準津波の策定の評価地点として設定されていないため、当該地点での救済の波源の選定結果を地震津波の審査会合において説明すること。
0:11:25	その御指摘を受けました。それを踏まえまして、基準津波策定においては、
0:11:30	施設護岸または防波壁に一部放水工房案または 1 号放水連絡通路は扉を含めた評価地点としました。
0:11:39	ここまでがこれまでの審査会合の経緯でありまして、本資料においては、大分 925 回の審査会合で一応方針や苦痛を閉塞すると説明したことを踏まえまして、SE上昇側の評価ちよ評価地点につきまして、
0:11:54	BPO方遂行護岸または 1 号放水連絡通路ポートピアを含めず、施設護岸または棒排気のみとすることといたしました。
0:12:04	下の後ろに記載しておりますが、この変更後の評価結果につきましては、1 号俵遂行護岸または 1 号俵し連絡通路防波扉を超過地点に含んでいなかった。第 3、632 回の駅員さんの審査会合で御説明した評価結果と同様であります。
0:12:21	16 ページをお願いします。
0:12:25	こちらが評価地点変更前後の評価結果を示しております。
0:12:29	土木学会に基づく健康検討については変更灰はパラスタの結果を踏まえまして、県凍結にいついする領域が含まれておりましたが、変更後には、検討ケースはワン領域のみになっております。
0:12:43	先ほども御説明いたしました、この変更後の評価水位につきましては、第 632 回の審査会合で御説明した評価結果と同様であります。
0:12:53	314 ページをお願いします。
0:13:02	水蒸気の基準津波について、敷地前面へ括弧施設護岸または防波壁における最大水位上昇量を比較した結果を下図に示しております。
0:13:13	右上には、各評価地点における最大上昇量のグラフを
0:13:18	施設には各基準津波での最大水位上昇量の分布図を示しております。
0:13:25	右上のグラフにおいては、防波壁なしと貿易ありの場合を比較しますと、防波壁ありの場合では湾外の地点 1 から 3 で水位が高くなり廃棄なしの場合では湾内の地点 3 から 8 で水位が高くなる傾向があることが読み取れます。
0:13:44	また横書きありなしのケースを想定することで湾内湾外ともに施設護岸または防波壁において厳しい評価がなされていることが確認できました。
0:13:55	またいずれのケースにおいても、視点 1 地点 8 等のMw各部が局所的に水位が高くなることを確認いたしました。
0:14:04	341 ページをお願いします。

0:14:09	次に砂移動評価について、提出分布に関する資料を追加しましたので、御説明します。
0:14:16	右図の提出分布のうち、中央部辺りの黄色の砂礫の範囲について、砂礫と判断した根拠資料が以前の資料では不足していましたので、サイドスキャンモザイク図及びボーリング柱状図を追加することで、資料の充実化を行いました。
0:14:35	左図にサイドスキャンモザイク図を示しております、ステージのFがいつ出る右上の砂礫範囲と右下の砂礫範囲については、双方とも起伏の少ない先地帯の提出を反映したてXちゃあが認められます。
0:14:53	342 ページをお願いします。
0:14:58	次に砂礫範囲内で行ったボーリングの柱状図と、写真を示します。
0:15:04	左下図の赤枠で示します通り再表層ではφ2 から 50 ミリ程度の赤くできを市都市所々に 10cm 程度の黒色頁岩や凝灰岩の魂を混入する。
0:15:20	1.5m 付近、以浅では貝殻編を多数購入すると記載されておりました、当該ボーリング位置における提出は差益相当であることを確認いたしました。
0:15:32	以上で説明を終わります。
0:15:42	設置をクマガエですはい御説明ありがとうございます。
0:15:45	今回は
0:15:50	当初申請からの変更点と。
0:15:53	その最終の審査会合からの変更点について御説明いただいたと。
0:15:57	ということでそれぞれ
0:15:59	いただきましたけれども、
0:16:12	すみません、16 ページのところ、兄さん領域を変更前から変更後で外されたということなんですが、これはどういうことなりました結末と。
0:16:22	振り替えのためにもう一度教えてください。
0:16:28	中国のほうはですね、こちらにつきましては、土木学会に基づく検討の中で、パラメータスタディを行いまして、評価前につきましては、2E3 領域岩領域ともにすすぎの変更、変化量が大きかったため、
0:16:46	当検討ケースに挙げておりますが、変更につきましては、委員いさにおいてというのが目指すたりで、大きい水位にならなかったため、落としております。以上です。
0:17:04	規制庁タニです。この 16 ページはですね。
0:17:11	この検討ケースは変わったんだけど結局これを基準津波の変更とかそういうことは書いてないんですか。所途中段階の検討チャンピオンになるのが変わったよっていう話をしてるってということなんですかねこの 16 ページ。
0:17:28	中国電力はです。おっしゃる通りです。以上です。

0:17:36	規制庁刀禰です。ですねその辺がですね、結局これって、
0:17:41	771 回のさらにその前の強化に戻ったってことなんですか。ちょっとその辺の
0:17:52	これか 1 回 1 回変わってさらに元に戻ったのか、その間で何か変わっているのかその辺、ちゃんとこう説明してもらっていいですか。
0:18:05	中国電力からです。もう一度変更の経緯について御説明させていただきます。15 ページお願いします。
0:18:17	15 ページに示した通り、米印で示しているんですけども、第 300600 第 632 回審査会合におきまして、まず
0:18:29	評価する試験としまして、1 号俵遂行護岸または 1 号俵制約通報辺りを含めず、施設護岸または防波壁のみ。
0:18:38	評価した基準津波を御説明しております。その後、一番上の箱が箱書きで示す通り、評価地点に評価地点に追加を行いまして、その後、
0:18:53	ただ、
0:18:57	第 771 回審査会合におきまして、評価地点に聴覚的に追加を行ったもので基準津波を策定しました。
0:19:08	今回につきましては、第 632 回の時の評価結果と同様のものを記載しております。基準津波の策定におきましては、施設護岸または防波壁のみで評価を行っております。以上です。
0:19:40	規制庁ナイトウですけども、この趣旨ここにちゃんと資料を作ってください。
0:19:45	第何回資料に書いてありますって話だとまとめ資料として定義をなしていないので、
0:19:52	基準津波の策定については、どういう評価点にもっと基づいて、1 回こうこうこういう形で設定したんですけども、
0:20:02	1 号放水連絡通路防波扉のところについては、これは対象外にする形になるので、そこを抜いたこの形で基準津波の設定となります。
0:20:14	つうことですよね。
0:20:16	皆さんの方に構成は、
0:20:18	違うんですかね、中国電力オダです。おっしゃる通りです。でもそれを示す資料ってどこにあるんですか。
0:20:31	結果こうなってますっていただけしか書いてないじゃない。
0:20:34	仮定を得ないじゃないですか、何のためのまとめ資料ですか。
0:20:38	ちゃんと作ってください。

0:20:46	中国電力オダです。その経緯を 15 ページで説明してしていると考えた上で資料を作成し規制庁ナイトウですけれども、資料はどこにあるんですかって聞いてる。
0:21:16	中国電力の田中です。先ほど申し上げました通り、15 ページのほうに、その経緯を整理させていただいておりまして、イコール目次以降の資料につきましては最終系の基準津波の設定の結果をお示しているということでございます。以上です。
0:21:36	。
0:21:36	資料規制庁側として資料をちゃんとつけてくださいと言っている。
0:21:41	基準津波として概ね了としたものから変えんですよね。
0:21:45	違うんですか。
0:21:54	中国電力の坪田といいます。基準津波自体はですね、
0:22:02	3 ページに結果を示してますけど、一応法制の結果を入れたとしても変わりませんでしたという結果をこれまで御説明させていただいております。
0:22:12	15 ページ 16 ページに 15 ページに過去の経過からの変更点を記載しておりまして、16 ページは、その中で 1 号放水を入れた基準津波た関係ない部分での結果の相違というものがあつたので 16 ページに、
0:22:29	結果を記載させていただいております。
0:22:34	。
0:22:35	規制庁ナイトウですけども、基準津波ってどうやって策定するんですか、評価点を定めてその評価点で最高水位なり最低水位なり出すもの波源を考えて、それらを並べた上で、どれを波源として設定をしてその波源が沖合の戸地点で幾つになるのかっていうそういう検討するんですよね。
0:22:55	結果として沖合で定めるやつが変わってませんでしたというところだけ出したって意味がないでしょって言うてる。
0:23:18	はい、中国電力カシマです。申し訳ございません。今おっしゃられた点踏まえてですね、こちら 15 ページ 16 ページまででは、途中の経営までですね、地下説明に行ってきてませんので結果として、1 号放水を外した結果、基準津波が最終的にどうなったかと。
0:23:35	いうところまではですね、含めて、資料のほうで追加させていただきたいと思えます。以上です。
0:23:42	資料期中ナイトウですけれども、これね、どこが変わったんですか、施設護岸青い防波壁の高さのところの高さが評価点位が抜けることによって変わってるんですよね。それが幾つから幾つに変わったんですか、その辺が全然を得ないんじゃないですか。

0:24:02	はい、中国電力のカシマです。申し訳ございません。今回の見直しのタニに直していく。
0:24:08	踏まえてですね、どのように関わった方が変わったかというところがわかるような形でですね、改めて整理のほうしたいと思います。以上です。
0:24:21	規制庁タニですけどその辺の何ていうんですかね変わったところわかりにくいと私もちょっと思ったんですけど 14 ページで評価地点の変更だとか、これ 15 ページと 16 ページに説明していますよということ由来てるんですけど。
0:24:37	実は、この評価値点が変わったことによって、後段の推移の表だとかって、言ってみた元に戻ったんでしょうけど、結構中身変わってるんですよ。その辺がですね、
0:24:54	変わってるんですよっていうのが、前回の 700。
0:24:58	71 回ですかその介護からは結構変わってて、そこがどこどこがどう変わっているのか、ちゃんとわかるようにしてもらって、多分、
0:25:09	なんですか、一部変更としてるところがかなり凍ってるんで、その辺はちゃんとわかるようにしていただきたいんですけどよろしいですか。
0:25:26	中国電力オダです。今おっしゃっていただいた内容について資料に反映しましてで 771 回審査会合からまでに変更したかがわかるように資料の適正化を伺いたいと思います。以上です。
0:25:44	はい、お願いします。
0:25:51	あとですね今回資料を追加したところとして、どこだとか、
0:25:56	314
0:25:58	じゃない。
0:26:09	314 か。
0:26:12	これですね、314 ページで、
0:26:15	敷地前面の
0:26:19	最大水位上昇量帰国したっていうのをつけてくれてるんですけど、これってなんか見てみると、
0:26:28	なんかスケールバーが 10 メーターまでなんですけど、この表が 10 メーター超えてるんですよ。で、ちょっと気になったのが
0:26:39	Mw各部で地点 8 っていうところで債最大になるようなのが多いんですけど。
0:26:45	ここの何ていうんですかね、山側の高さ山側っていうような東側ではどんな高さになってるのか、いや、当然 15m を超えるようなことはないんだと思うんですけど、そういうのってこう資料からちょっと見て取れてなくて、

0:27:00	例えばスケールバーをもうちょっと高めのところまでは合わせて拡大してもらおうと、いやいやこれは 1010、11 メーター-12 メーターなんだよとかわかるのかもしれないんですけど。
0:27:12	ちょっとその辺わかるようにしていただきたいんですけどよろしいですか。
0:27:19	中国電力オダです。そちらが今おっしゃっていただいた内容がわかるように最大水位上昇の分布図の適正化をさせていただきたいと思います。以上です。
0:27:54	規制庁タニですけど、資料の内容についてですねちょっと変更点とかじゃなくて、まとめ資料の内容についてちょっと確認していきます。
0:28:05	まず 1 点目なんですけど。
0:28:10	と御社のほうは、
0:28:13	海底地すべりに
0:28:15	のなんていうんですかね、検討ってWattsと二相流ですかね、これ二つの種類、
0:28:22	の検討を行っていますね。で陸上滑りはそれに対して、
0:28:28	今、何でしたっけ、Wattsだけでしたっけ。一つの手法っていうことで整理されてるんですけど、この
0:28:36	考え方の違いっていうのは、どういうふうに分けられてるのかっていうのと、例えば運動力学的な方法とかっていうのはとられて、
0:28:46	ないんですかね陸上の地すべりについてちょっとその辺確認させてください。
0:28:54	中国電力の田中です。
0:28:57	まず陸上地すべりのほうの考え方ですけれども、とガイドにもあります通り複数の手法で検討しましょうということで書かれておりますので、弊社の考え方としましてはまず、
0:29:13	当Huberの予測式を用いまして、1 検討するこれは一つ目の手法であると考えております。それを踏まえまして、全振幅になりますけども発電所への津波高さが大きくなるケースというのを抽出しまして、それを低 2 ケースを抽出しましてそれにつきましては、
0:29:32	二相流漏れモデルでも検討を行うということで、この二つの手法を用いて検討するというを行っております。
0:29:39	もう 1 点、当海底地すべりの考え方でございますけれども、とか時CCbの検討につきましては、
0:29:48	まず概略検討のときにはWattsの方法で行っておりまして詳細検討の段階で 2 層流モデルを行っております。

0:29:56	ただしですね、その際に概略検討で対象とした地すべりを今度詳細検討を行うときには安全側に規模を大きくして二相流モデルで計算するという方法をとっております。
0:30:12	これにつきましては、以前規制庁さんからもですねと対象とする地すべりの大きさが変わってくるので、複数の手法でやったとは言えないというふうなコメントっていうか御意見がございました。これを踏まえまして当社としましては、
0:30:29	複数の手法で検討するということを、これ設計検討するために、詳細モデルの地すべりを対象に再度Wattsの方法を追加しましてWattsの方法と二相流モデル、これを追記に二つの方法を行いまして、
0:30:44	当検討を行ったという経緯がございます。以上です。
0:30:51	規制庁タニです。私の質問ちょっと間違っていましたのでKK位を確認できました陸上地すべりは今二相流
0:31:00	と塗布バンド幅の簡易予測式、この、これをやっているっていうことなんですよ。私が聞きたかったのはどっちかっていうと海底地すべりで同じような指摘。
0:31:15	海底地すべりでWattsを追加しましたっていうのが説明でしたっけ。
0:31:19	そういった追加を陸上地すべりにはやらなくていいっていう考えっていうのはどう考えてるのかっていうのを確認させてください。
0:31:31	はい中国電力タナカです。説明のほうが不足しておりまして申し訳ございません。まずリスク陸上地すべりのほうにつきましては、まずHuberの方法で簡易予測式を用いて検討を行うということございまして、そのあとに、詳細検討ということに挿入モデルやっておりますけれども、
0:31:48	このHuberの方法と二相流モデルの方法におけますいわゆる地すべりの規模、これにつきましては同じ規模を用いておりますので、この二つの手法を用いることで複数の手法ということを満足しているというふうに考えております。
0:32:05	一方海底地すべりにつきましては、概略検討の場合と詳細検討の場合で評価する規模が変わっているということがございましたので、松のほうを追加したという経緯でございます。以上です。
0:32:26	はい規制庁谷です。ちょっとその辺を踏まえて、資料も1回確認してみます。
0:32:41	中国電力の清水です。その件に関して若干補足ですけど、海底地すべりと陸上地すべりですね内ではないと2種類2種類の解析は何でしないといけないというのはないと思ってまして我々としては先ほど言った2種類ですね。
0:32:57	と陸上地すべり海底地すべり若干違いますけど、それぞれ2種類でやっているという考え方で、実際やっております。
0:33:04	他のサイトを見ておりますけどそういう考え方でやってるというふうに認識しております。以上です。
0:33:11	はい。考え方確認できましたらちょっと資料のほう、もう一度確認してみます。

0:33:18	あとですね、ちょっと考え方の確認なんですけど、今日
0:33:23	12 ページに、
0:33:26	検討フローってということでつけていただいているんですけど。
0:33:31	地震による津波の想定ということで大きく最初に海底活断層から想定される。
0:33:38	冒頭に本回答縁部に想定されるっていうふうにごう分けてるんですけど、これって、御社のモデルとなんか自治体の波源モデル或いは行政機関ですね、その辺ってというのがごう分けられずに、今後何か列で書かれているんですけど。
0:33:59	資料の内容見てみるとどこだったかな、何か少しちょっと、
0:34:06	例えば 55 ページだとかでは、これ入りⅡで、
0:34:12	なんて言うんですけど、言葉言葉があんまりちゃんと説明できてないんですけど、並列ではなさそうな書き方をされている。
0:34:21	ということなんですけどこれ 2 ページの書き方って何というんですかね、行政機関等の位置付けと違って、本当にこの書き方が適切なんですけど、御社の実際やられたこととして、
0:34:43	はい。結局電力の久保田です。5556 の考え方が基本的な津波の考え方だというふうにごう考えております。
0:35:08	一応タニですけど、つまり 5556 ページってものを土木学会に基づく検討、例えば 55 ページだったらですね、土木学会に基づく検討をやりましたと。
0:35:20	それに対して行政機関が想定する波源モデルを対象とした検討というのが青枠で書かれている。これがあるんだけど、これがなんか矢印で引っ張られて、この何というんですかねこの関係って何なんですかね矢印で引っ張ってる関係ってというのはこれは、
0:35:37	比較をしたんだという話なのか。
0:35:42	その位置付けですよ。
0:35:45	これもだから、
0:35:47	行政機関も並列として、
0:35:50	を扱いとしてですね並列なのかどうなのかっていうのをちょっと確認したいんですけど、この矢印の意味って言ったら、いいですかね。
0:36:01	はい、中国電力の坪田です。55 ページをまず説明させていただきますと、上の箱書きに書いてるんですけど、活断層から想定される地震による津波については、土木学会に基づく検討が基本と我々考えております。
0:36:19	ただ、安全側の評価を実施する観点から行政機関や国交省、それから地方自治体の波源を考慮していると同じように 56 ページの日本海等MIについては、土木学会に基づく検討を基本としますが、さらなる不確かさをコメントいただきましたように、

0:36:39	地震発生領域の連動を考慮した検討を追加したと、これが基本的な考え方で すが、姉川の評価を実施する観点から、行政機関、時とか国交省、それから 地方自治体の津波を考慮して基準津波の選定に反映したというような流れで す。
0:36:59	そういう観点からいうとちょっと2ページの下階フロー的なところのちょっと示し 方と検討する必要があるというふうに考えております。
0:37:26	規制庁ナイトウですけれども、これね、全体を通しての基準適合に向けて何を 検討するとするのかつつとところがすごいばくとしてるんだけれども、
0:37:40	皆さんの津波による地震の地震による津波の想定について言えば、海域から のものと、日本海等縁部で想定されるものを別々にまずは考えている。
0:37:53	としているっていいんですねまず。
0:38:00	普通は海域に活断層から想定されるものというの中に日本回答塩分が存在 するんだけれども、
0:38:12	皆さんの論理構成としては、海域にあるものというのは、これもようわかんない んだけど、どの範囲というのを海域と定めてそれを超えるものとして日本海等 縁部っていうのを設定したんですか、どういう考え方で、海域というものと、日 本海等縁部というものを
0:38:30	に分けるとしたんでしたっけ。
0:38:38	はい。ちょっと僕電力のトータルですね、基本まず敷地の近くっていうことでま ず海域活断層のものを波源として津波検討を行っています、島根サイトにつ いては、日本回答Mーヤマダ等ような
0:38:55	ところからの津波というものの影響もございましたので、日本回答MIによる津 波という二つの切り口で整理をしております。
0:39:30	ずっとね。
0:39:31	規制庁ナイトウですけれども、
0:39:33	刀禰日本海等縁部からのものが来大きいからって何でそんななんでとという のは、だから、自治体のモデルの扱いが、
0:39:45	縁部のところは何か自治体モデルと言いつつも、
0:39:50	想定するモデルの中に取り込んだりとかいう形になってんだけど、その全体の 論理構成として、なんでそういうふうになってるんですかね。
0:40:01	日本海だって議論として日本回頭円部分については山本たい。昔の記録を見 ても、山本さんへ回った形でもって今日でもって島根県のところってことは高く なりますよねって議論をした上で、
0:40:17	そこの部分についてちゃんと取り込むために、
0:40:23	メッシュ改定地形のメッシュを細かくした上で、という形で検討を再度やり直し ているはずなんだけれども、

0:40:34	その辺も含めてどういう扱いで日本海等縁部っていうのはインダシにするっていうロジックになってますか。
0:40:58	中国電力の坪田です。土木学会とかの資料でも津波評価技術においてもですね、海域活断層と日本海等円と相が分かれておりまして、基本それと矛盾はしてないというふうに考えておりますが、
0:41:19	聞いてないです。今言ったようなそんなこと聞いてるわけじゃなくて、
0:41:23	どういう考え方で日本該当部と海域火山層分けたんですか、時でそれ今の答えだと、土木学会でそういうふうに指定されてるカラオケましたっていうそういうお答えですね。
0:41:39	すいません中国電力のカシマです。
0:41:41	28 ページをご覧ください。
0:41:46	こちらで過去の既往津波の発生状況のまとめというところで書いてございますけれども、過去の島根サイトでの痕跡の文献等を見たときにですね、蓋ポツ目に書いてございますように、
0:41:59	3 要求及び対馬海峡でほとんど地震が発生しておらず、日本海の主な津波は日本海東部のMの発生した地震に伴う津波であるという、過去の痕跡を踏まえてもですね当然は敷地の前面については活断層調査の結果を踏まえた適切な津波の評価というのを、
0:42:18	前面海域についてもする必要がありますし、過去の津波の記録を見たときにですね、特に島根については、日本海伊藤園からの津波の影響が大きいということはあるまして、こちらは別出して整理をしているというところなんです。
0:42:35	規制庁なぜそうするとね、論理皆さんの論理構成としてこの 28 ページの後に従って津波を評価す基準津波の選定にあたっては、
0:42:47	日本海域の活断層と、
0:42:50	日本回答縁部に分けて検討を行うっていう結論が 1 個入ってるってことですか。
0:42:59	はい、中国電力のトータルですすいませんあの資料のですね、54 ページに先ほどの都会北日本回答MIに分けた経営をと書いております。
0:43:13	基本的には待機活断層から想定される津波をまず検討しますが、敷地から遠く離れてますが、先ほど鹿志村が説明したように文献調査により、島根半島に影響を与えたと考えられる日本海等Mで想定される地震による津波についても検討すると。
0:43:31	ということで、二つの切り口で検討を行っております。
0:44:13	規制庁ナイトウですけども、そうするとね、じゃあこの資料構成で経過パート化をやった後に、なんでこの 54 ページですか。

0:44:23	54 ページの方針があつて、縁部ということについては特にちゃんとやんなきゃいけないという話があつて、既往津波としてのやつの選定を日本海のやつは設定して計画%を設定した。
0:44:35	という流れじゃないんですか。
0:44:56	中国電力の坪田です。基本k _M については、企業の励み既往の津波高との比較を示してシミュレーションの妥当性とかも含めて検討したと。
0:45:11	それ以降に今後それに伴って検討するという流れというふうに考えております。
0:45:20	中国電力の清水です。あと若干補足させていただきますと、Guideを見るとやっぱり海域の活断層という中にですね、日本回答縁部の地震というのも入りますので、ちょっと我々あの当初申請からですね海域の活断層日本海等援護の実施。
0:45:37	っていうのはですね自治体それから土木学会もですねそういう方も立て付けとして分かれているというところにちょっと引きずられ過ぎてましたので、海域の活断層という頭を整理した上でですね、先ほどナイトウさんがおっしゃられたように、54 ページの頭の考え方をですね、冒頭持ってきた上で、
0:45:55	整理したいと思つただk _M につきましては、既往津波のデータがあるのは日本回答縁部なので、その海域の活断層の一環として経過パワーを日本海と縁部で発生した地震で合わせていると。そういった考え方なので、やっぱり 54 ページ。
0:46:12	海域活断層の中に日本回答Mというのがあるという前提でですね、ちょっと論理構成見直したいと思つています。以上です。
0:47:02	規制庁タニですけど私もちょっとなんていうんですかね、整理上の話な 18 ページに目次があつてね、数値シミュレーションの手法等というのは、1-2 に書かれて、
0:47:18	これで既往津波の検討のところに書かれているわけなんですけどねメッシュをどうしたとか、どう、どういう解析を行ったっていうのがここ書かれているわけなんですけど。
0:47:32	これって、
0:47:36	ただ単にその目次の位置付けが悪いのか、既往津波の計画/のときのそのシミュレーションの手法がここに書かれているというふうに読めなくもないですよ。つまり地震による 2 ポツの地震による津波の想定だとか、
0:47:51	特に地震以外の要因のによる津波の想定っていうのがどういうモデルでやられたんですかっていう
0:47:59	のですね見ていくと、やっぱりこれはあれなんですけどね数値シミュレーション手法の 1-2 に書かれているということなんですけどね例えば

0:48:09	海底地すべりのモデルはどうなってますかって言ったらこの1-2の既往津波の検討の中に書かれているってことなんですよ。
0:48:21	だから、このなんか、
0:48:27	計算条件だとかなんだとあってこれ既往津波の話とはちょっと違うん。
0:48:33	なったと思いつつながら見ているんですけど。
0:48:36	その辺の礁だてとあって、
0:48:39	どうなんですかね。
0:49:03	中国電力らしくする、こちら一章に数値シミュレーション手法といった理由としては、既往津波の既往津波で数値シミュレーションの計算条件が妥当であるかというのを確かめるために計算しましたのでこちら一章に入れておきます。
0:49:20	ただで先行サイトの商工政見ますと、確かにその認証の地震による津波想定等に数値シミュレーション手法は入っているものもございまして、そちらの内容がわかり、わかりやすくなり昇降式直したいと思います。以上です。
0:51:34	中国電力カシマですすいません。先ほどちょっとシミズの方からも申し上げたんですけれども、ちょっと弊社の今の資料構成がですね少し土木学会の記載に引きずられててちょっとあの前面からの海域活断層と日本海伊藤園という二本立てのような
0:51:51	汚染があっているところもございましたので、改めてこちらについてですね。
0:51:56	地下のストーリーが通るようにですね、所だけの報告付したいと思います。
0:52:03	規制庁の伊藤ですけど、後段で寝るところ。
0:52:07	当然部を当然山本他考慮した上での検討だからって前提広い回答屈曲したものを含めてお示しをだから、それを分けるのを分けると構わないんですけど、
0:52:19	最初に何で分けるとしてのの。
0:52:22	2ページ見ていただくと概要という形で検討フローでこれが皆さんの
0:52:28	論理構成基本的な論理構成の数字縦のはずなんだけど。
0:52:33	次、地震による津波の選定でいきなり海域等日本海等塩分量を分けてるんですよ。
0:52:45	でも、市、この後も水位を見ると、過去の地震、津浪とかのやつを想定すると、日本回頭円のもの大きな影響を与えているから日本回頭円を考慮しますっていう流れになった。
0:52:59	出たりするんですよ。書いてる内容と、2ページに書いてある内容っていうギャップがあると思いませんか。
0:53:13	なので、皆さんの論理構成としては、最初から日本海等縁部と、

0:53:19	会議の活断層に想定されるものを別々に想定するとするんですかというのは
0:53:28	それとも過去に起こったやつでもって影響があるのは、日本海等縁部がいっぱいあるとし、島根県のとこところにおいては縁部において、周辺も高い津波が出ているということも考慮した上で縁部に着目した形でもってやる。
0:53:47	という、そういう数字だったりするのか。
0:53:50	どういう数字だって何ですかってことなんだけど。
0:54:01	はいあと中国電力シミズです。9 基本的には今後ろのほうでつけている資料の構成が我々の答えだと思ってます海域の断層と言いながらも金地の津波もありますし、日本回答縁部の遠地の津波もあると思ってます。その心としてはですね。
0:54:18	やっぱりプラントは今後耐津波設計方針の関係でいきますとですね時間の影響とかですね。そういった関係もありますので、これはちょっと島根サイトを的確に評価するという上では二つのものが必要だということに思っております。ちょっとその辺りはですね 2 ページの目次の
0:54:35	目次というかフローになったときにですね、わからなくなってしまうので、本文中にもですねその辺はしっかり書く資料構成も含めて向性見直したいと思えます。以上です。
0:55:00	ちょっとよく整理を、どういう論理構成で前対応を説明しているのかっていうのをよく整理して欲しいですってその関係で、
0:55:12	これも 2 ページのところ、よくわかんないんだけど、基準津波の選定が終わった後に防波堤の影響検討という形でさらにこれ、基準津波選定してますよね。
0:55:26	ここは基準津波の選定結果の検証となってるんだけど。
0:55:31	防波堤がない場合については新たなそれを踏まえた記述に選定しているので、ここも論理構成として矛盾してると思うんだけど、どうするんですか。
0:55:52	規制庁はずでさらに言うと、これ防波堤の検討の影響の検討のところについては立って
0:56:01	もうん防波堤がある場合とんと同じ検討を同じフローで全部流したんじゃないかなったんでしたっけ。
0:56:10	違いましたっけ。
0:56:12	だとすると、やっている審査会合として順番としてはまずはないのもう張ってあるもので選びました。そのあと防波堤内容のやつの影響をちゃんと検討しなさいと言われてやりましたっけという
0:56:27	時系列としてやってきた順番はこうなんだけど、基準津波の選定という観点で言えば、別に防波堤がある場合とない場合のそれぞれ設定して検討しましたっけということじゃないんですか。

0:56:41	結果としては違うんですか。
0:57:08	続いて中国電力のセイキです。
0:57:11	考え方としましてはですね、今ナイトウさんのおっしゃっていただきました通り、
0:57:17	まず波源に関わるということと基準津波の選定というものを行いまして、施設側の防波堤の影響等でも策定ということで行ったということ使い分けてこのように書いております。すべてちょっと並列で書くというところにつきましてはちょっともう一度も近い
0:57:37	検討させていただきたいと思います。以上です。
0:57:52	規制庁投入す。
0:57:53	あとですね私基準津波定義位置、
0:57:58	基準津波ですね、これについてちょっと酷西タニ 353 ページ。
0:58:08	どうも時刻歴保険ということで最後、基準津波の策定、これって、
0:58:15	ここで例えば地殻変動どうしたとか水条件をどうしたとかっていう説明っていう
0:58:23	どっかにあったんですかね。
0:58:30	あと、あとこれがTP-か何なのかとかですね、その辺の説明ってどこありますか。
0:58:45	すいません中国電力カシマですね、少々お待ちください確認いたします。
0:59:26	はい、中国電力の遠田です。すいませんタニさんが言っ
0:59:32	おっしゃった話なんですけど 313 のとこ脳波計が地殻変動を考慮しているかどうかという観点ですか。
0:59:44	当庁潮位条件だとかこれを、これは、この水位っていうのがTPなのか、例えば水位変動量なのかとか、そういった説明っていうのはどこを見たらわかりますか。
0:59:58	当中国電力の坪田で 313 ページについては確かについてとしか書いておりませんので、そこらの情報をここにちょっと注釈が必要かなと思ったら 310 ページ、311 ページに、
1:00:14	基準津波の評価としてももちろん地殻変動量と課長や考慮しておりますので、この波のときの基準津波位置でのハケを 313 ページに示しているということでございます。
1:00:44	規制庁タニです。その辺のところがあるようにしてもらったらこれ潮位入ってるっていうことなんですけどこれ。
1:00:53	0 秒のところはほとんどが 0 から始まっているんだけどそれぞれでも入ってるっていうことなんですかね。私ちょっと混乱しているかもしれないんですけど。

1:01:05	中国電力の坪田です。310 ページの数字は足してますけど 313 の数字はですねやっぱり小委の条件の潮位とか、あとで達してありませんので、そこはわかるようにちょっと記載のほうさせてもらおうと思ってます。
1:01:24	はい、お願いします。これできたらですね、これ、結果としてなんか一覧表みたいな作ってくれたら各基準津波で基準津波定義位置での最大と最小だとかですね、条件の整理の表と一緒に何か作ってくれたら、
1:01:41	助かるなというところなんですけど。
1:01:44	いうよろしいですかね。
1:01:49	はい。そのように反映させていただこうと思います。
1:02:11	規制庁タニです。ちょっと後ですね今 16 こんなことを聞くのもあれなんですけど、352 ページで
1:02:22	これ砂移動。
1:02:24	の評価なんですけど。
1:02:25	これって、
1:02:27	基準津波 1 だけ上昇側と下降側を見て、ほかは上昇側で選ばれたものは上昇側、
1:02:36	の評価結果が入っているわけなんですけど。
1:02:39	これって基準津波 1 だけ上昇側と下降側両方
1:02:43	確認しましたっていうのも、
1:02:46	何か記載あるんですか。それぞれと
1:02:55	これ、潮位条件が違うのかな、ちょっとその辺の、なぜ基準津波 1 だけ上昇側と下降側を整理されているのかっていうのを、
1:03:05	ちょっとどこどこかにその説明があることとか、確認させてください。
1:03:11	はい。つつ、
1:03:13	中国電力の坪田です。352 ページだけを見るとやはりちょっとそこわかりにくいのでそこはちょっとわかりやすくする工夫は江戸考えようと思いますが、310 程度で 311 ページに、
1:03:30	記念津波が上昇側で基準津波となった下降側で基準津波となったかというものをちょっとお示しております。
1:03:39	基準津波 1 については性上昇側と下降側両方で基準津波になっておりますので、両方に結果をもとに計算を行っております。
1:03:53	規制庁刀禰です。両方やってこの違いっていうのは、想定する潮位条件が 348 ページ以降これが違うっていう結果が並んでる潮位条件だけが違うっていうことなんですか。
1:04:11	ごめんなさい、基準津波値の上昇側と下降側っていうのは、

1:04:15	潮位条件が違うだけで他も。
1:04:19	一緒に検討してるってことなんですかね。
1:04:29	中国電力のセイキです。今タニさんおっしゃっていただきました通り、基準津波値の上昇側と下降側の聴条件ですね。朔望の満潮位の干潮を入れるのか、上昇側下降側でそれだけが違いましてはげのほうは、
1:04:46	ええ、波源のパラメータと一緒にございます。以上です。
1:04:52	はい、確認できましてありがとうございます。
1:05:29	規制庁タニです。あとですねちょっと参考資料とこま落とし見ているんですけれど。
1:05:36	結局、
1:05:40	文献調査で会計。
1:05:43	会計での地すべりとか陸域の地すべりだとか、斜面崩壊、火山現象による歴史津波っていうのを調べたっていうことなんですけど。
1:05:54	敷地では、敷地周辺においては、これは認められなかったっていう整理でいいんですかね
1:06:01	海底での地震以外の
1:06:04	要因による津波ですね。
1:06:07	敷地周辺において記録は認められなかったでいいですか。
1:06:12	そして、それがどっか書いてあるかって言うのをちょっと確認させてください。
1:06:29	中国電力のセイキです。確認しますので少々お待ちください。
1:07:02	中国電力のセイキです。
1:07:05	地震以外の津波ですね。
1:07:10	記録として、確認できているものはございません。ちょっとそのことが明示的にかけていないかと思しますので、続きのほうを行いたいと思います。以上です。
1:07:24	はい規制庁刀禰です。確認できました。
1:07:28	あとはですね、私資料見てて、ちょっと
1:07:31	御社の資料って、検討ケースっていう言葉を使ってるんですけれど。
1:07:38	検討係数、各
1:07:42	その波源のところにですね。
1:07:45	これって、
1:07:47	検討ケースっていう言葉を使いつつなんか等ページによってその検討ケースっていうのが、
1:07:54	なんて言うんですかね。

1:07:57	ちょっと書いてる内容が若干違ったりするんですけどこれ検討結果、例えばですね。
1:08:03	245 ページ 246 ページ。
1:08:10	この言葉を検討係数、
1:08:14	一番左側ですね。
1:08:16	土木学会に基づく検討のE1 領域だとか、これ、検討ケースなんですかね
1:08:22	波源モデルとかそういう言葉が何か当てはまりそうな気もしないでもないですね、次の例えば 247 ページに行くと。
1:08:32	検討ケースっていう中がちょっと細かくなってる、地震による津波と、
1:08:39	えっと波源が入ってたり、検討方法とかも入ってたり何だかですね、この検討ケースというくりが、
1:08:49	うん。例えば 249 ページだった検討ケースの中に特に波源域っていうのは書いてないわけなんですけど。
1:08:56	なんかちょっと整理してて何ケースやりましたとかいう言葉とかともなんか不一致が
1:09:05	或いは何ケースってのパラスタのときに家何とかケースとかいって使っているわけなんですけど。
1:09:11	その辺の言葉って、
1:09:14	なんかこう統一感を
1:09:18	持って、
1:09:20	書いていただけないかなと思うんですけど。
1:09:24	結構書き直すと大変な作業になるのかなと思うんですけど。
1:09:44	1 億能力の箇所ですすいませんおっしゃる通り検討ケースという表現ですね、いろんなとらえ方ができるところがございまして、こちらの方、用語の方ですね、統一して使えるように適正化を図りたいと思います。以上です。
1:10:00	はい、お願いします。我々多分今後ですね、審査書と書かれていく中で何かこういうケースとか、その波源こうしたとかいう中で、ちょっと資料見ていくと統一感がちょっと同じような
1:10:16	記載が何かできなさそうな気がしたので、ちょっとそういったことを言ってみました。考えていただけたらと思います。
1:10:39	あと規制庁タニですけど、ちょっとですねもこれ多分地震動とかの中でも言ってるんだと思うんですけど。
1:10:47	断層の名前ですね。
1:10:53	津浪ではF3 からF5 の項な名前をちゃんとF3、
1:11:00	F4。

1:11:02	及びなんか連動を考慮したとかそういう言葉を使って何か書いてて、最終的には資料上はF3 からF5 断層っていう言葉を何か使われてるんですけど、これちょっと分野ごとに
1:11:19	使っている。この説明がちょっと
1:11:22	書き方が違うんじゃないかなと思ってて、ちょっとその辺の分野を跨った名称についてはですね、統一していただきたいなと考えていますけど、よろしいですかね。
1:11:41	中国塗料カシマで承知いたしました。
1:11:46	お願いします。
1:12:16	規制庁タニです。ちょっとこれここんとこ細かい話で 12 ページで、
1:12:21	申請時からの主な変更内容ということで、
1:12:25	3 ポツ目ですねパラスタの結果防波堤ありケースと異なる波源による最大を示した場合には波源を基準津波として選定したっていうことで書かれてるんですけど、これは選定すされてないんですよ。もう。
1:12:40	す。
1:12:42	派遣を基準津波として、
1:12:45	選定したっていう言葉とかちょっと
1:12:49	やってないなと思ったんですけど。
1:12:59	中国電力のセイキです。それで先ほどの御指摘いただきましたフローに表現ですとか、こちらでは検証しましてその計画策定したということで、基準津波の選定したとは使い分けて書いておりますので、表現のほう適正化したいと思います。以上です。
1:13:57	これあれですねちょっと私もあんまりこれはっきりというような選定っていう言葉があれですよ。
1:14:05	選定等、
1:14:08	選定に考慮したとかいうのとちょっと違うってことですね、最後選定されたってものは、基準津波として策定されるってことでいいですかね。
1:14:20	私の言葉遣いは、
1:14:23	選定
1:14:26	ここの選定したっていう 14 ページの選定したっていうのは、
1:14:30	基準津波を選ぶような波源として選定した。
1:14:35	あれ、すいませんちょっと選定したっていうのは、選定したっていうことになったら、
1:14:42	策定したっていう意味になるのかどうなのかっていうのをちょっと確認したいんですけど。

1:15:01	中部電力の田中です。先ほどのタニさんのほうも解釈の通りでございまして、先ほどご指摘ありました2ページのフローの修正も踏まえまして、ちょっとその記載の適正化を図りたいと思います。以上です。
1:15:19	はい、よろしくお願いします。
1:15:21	あとですねまた細かいことなんですけど、5ページで、
1:15:25	／5ページじゃないのか、今回の資料、ロジックツリーの変更点書いてるところで、
1:15:33	えっとですね、上から一、二、三つ目のところにあるF3からL系に断層の名称F3F5断層に変更とかがあってこうやっているんですけど、これってあれですよねそもそも
1:15:47	2行目のところでも、これも変わってるんですよ。
1:15:52	これは何でこの傾斜方向のところだけこういう説明がされてその1個上の
1:15:59	せるではされ、されないのか何か理由が
1:16:03	あるのかなってちょっと思ったんですけど、特になければ、
1:16:08	上のところでちゃんと直したほうがいいのかなと思ってます。
1:16:16	中国電力の成形する13ページの表へのご指摘かと思います。おっしゃる通りかかと思しますので、こちらの上、
1:16:29	のほうの記載と
1:16:31	あわせて、表現そろえるようにしたいと思います。以上です。
1:17:03	規制庁のスガヤですけれども、
1:17:06	冒頭ちょっと説明あったところで、14ページ15ページをちょっとお願いしたいんですけども、ちょっと表現の不一致があるので確認してくださいというお願いです。14ページの中段のところ、年超過確率の参照のところ、
1:17:21	632回審査会合の日付がH31、1月18日になってるんですけど、次のページに行くと。
1:17:29	中段、三つ目の箱書きの下の*がついているところで632回平成30年9月18日、9月28日になってるんで、これどっちかが多分合っていないと思うんで確認をお願いします。
1:17:48	中国電力オダです。誤記ですのでこちら適正化させていただきたいと思います。以上です。
1:19:44	規制庁タニですけれど、あとですねこれはちょっと記載としてっていうところなんですけど、なんかの検討結果で例えばスナイトウとかがって検討した後に、
1:19:56	何cmであるとかいうのが、
1:20:01	おって、
1:20:03	これまとめには書いてあるんですかね、影響を影響がないっていうのが、

1:20:09	でもなんか、
1:20:11	参考資料とかにも書いてないんですよ何cmであったっていうのしかですね。
1:20:16	その辺をちょっとなんで
1:20:20	まとめには書いてて、
1:20:27	参考資料のほうには書かないのかなっていうのがちょっと気にはなったのと、
1:20:35	ちょっと確認しても、もう1点あります。ちょっとまずそこをお願いします。
1:20:45	中国電力、小野です。確認しますので少々お待ちください。
1:20:51	焦っ失礼しました。こちら補正書にも通さないどの評価がについて記載、追加させていただきたいと思います。以上です。
1:21:28	規制庁の伊藤ですけども、考え方の確認だけさっきのね、縁部と海域の話なんだけれども、
1:21:36	中国電力は、
1:21:39	この津波とか、もう考慮した結果、
1:21:43	が、
1:21:44	ヤマトたいとかを回ってきて増幅することも考慮した上で津波の波源としては、海域等等縁部というのを別々に検討を進めました。
1:21:58	別々に検討するのでその中でガイドと言ってるような流れはそれぞれ海域とMの中でそれぞれ流しています。
1:22:08	一層そういう整理でいいですか。
1:22:25	中国電力のセイキです。今ナイトウさんおっしゃっていただいた通り、
1:22:30	海域と渡島Mと別々にそれぞれ流しているというようなことを行っております。以上です。
1:23:20	中国電力の関です。先ほどの砂移動の件ちょっと1点確認させてください。
1:23:28	設置許可のほうではですね、基準津波に対しても、これで安全かどうかというような評価までは書かないと思っておりますええと砂移動のところも取水性で満足するかどうかということはパワーポイントのほうは確かに記載してあったんですが設置許可のほうは、
1:23:44	淡々と値を書いていたっていうようなところでございます。各方が設置許可上よいということであれば農家追記させていただくことはさせていただきたいと思っております。以上です。
1:23:59	規制庁タニです。もともと何でかないのかなという背景を知りたかったので、今のお答で、別にこれは書く必要ないんだっていう整理だったら、
1:24:10	別に書かないままでいいのかなと思いますんで、ちょっと私も他のサイトとかもちょっと見比べてみて、確認していますので、

1:25:10	規制庁タニです。さっき、先ほどからの調整官の方も言葉があったんですけど、多分ですね 54 ページにこういった検討しますよっていう領域がどう、どういう検討結果から、
1:25:29	こうますってというのはこれでいいんだと思うし、審査でもこの考えで進めてきたんだけどそれがどこから来ているのかなってということなんですかね
1:25:40	例えば文献調査を踏まえると、こういった広告にするっていう多分ちょっと繋がり部分とかも書いていただけると。
1:25:52	その御社の考えってのがわかるのかなと思うんですけど、54 ページの、ちょっとその前段のところですね。
1:26:02	考えを変えていただく。
1:26:05	ようお願いします。
1:26:14	中国電力ですね、承知いたしました。以上です。
1:26:46	あと規制庁タニですけど。
1:26:49	ですね、前回、介護、介護が前回ヒアリングとかでこのまとめ資料っていうのは必要な部分を
1:26:59	入れていただいて、必要ないということは説明の流れから、あんまり関係ないものはちょっと補足に移すなり外すなりで、まとめ資料としてはいいんだよっていうことを言ったんですけど、これって、
1:27:15	前回お出ししていただいたのから、
1:27:19	あんまりボリュームが変わってないと思うんですけど、その辺はこれですか。見直してこれぐらいの分量は必要だから、残しているっていう
1:27:32	いう整理は一通り考えた上で、今の分量になってるっていいことではないですかね。
1:27:41	中国電力にする。
1:27:43	はい。こちら以前お出したものからも 100 ページ程度ポンプにページ数減っております、それが津浪堆積物調査であったり、年超過確率の評価の中で、本結論の中で、
1:27:58	補足でいいだろうと判断したものについては補足に持って行っております。またこれ以上削るとなるとちょっとまだどこにするかというのはまだ考えていないんですけども。
1:28:08	はい。そういう段階でございます。以上です。
1:28:11	はい、規制庁です。わかりました 100 ページぐらい、もう津浪堆積物のところとかは、資料移動させてるっていいことですね、これこれぐらいの分量で説明したいということで、わかりました。
1:29:18	規制庁タニです。ちょっとすぐく初歩的なことを確認するんですけど。

1:29:23	今、
1:29:26	最初に僕なんか解析シミュレーションの手法の故障建の話しましたけど、
1:29:34	これ、海底地すべりとか陸上滑りによる津波シミュレーションっていうのは、
1:29:40	地震に伴う津波評価と同じように、非
1:29:46	非線形長波理論に基づく二次元平面二次元モデルを用いたということでもいいんですよね。
1:29:58	中国電力のセイキです。タニさんがおっしゃっていただいた通りでございまして、地震による津波も、地震以外の津波も平面二次元の計算のところは同じモデルを使っておりますので、先ほどの
1:30:14	既往の計画のところから含めてですね、同じものが使われているということがわかるように記載の見直ししたいと思います。以上です。
1:30:22	はい、確認できました。
1:31:21	規制庁タニですすいません話がいろいろ飛んでしまってますね。
1:31:25	私のはの参考資料見てて、
1:31:29	何かの文章としては、カシマとか美保関の調査でボーリング調査等の結果、津波由来を示す積極的な昇降見いだせなかったっていうような、そういった文言があったと思うんですけど、これって端的に言うとなんか。
1:31:47	どういうことなんです、何か。
1:31:49	その積極的な証拠っていう言葉が
1:31:52	ちょっと引っかかりを覚えて、
1:31:56	津波由来押し目数
1:31:59	もの、そういったものはなかったっていうことでもいいんですか。
1:32:05	何か消極的な何か以降言葉じりをとらえると消極的な昇降あったんだけど、それを積極的なものではないとか、
1:32:14	なんて言うんですかねこの積極的な証拠っていう言葉の意味をちょっと
1:32:20	クリアにしておきたいなど。
1:32:22	いうことで確認させてください。
1:32:27	基本的にはないけど先生が言ったんじゃないか。
1:32:32	いや、だから編成が中国電力のセイキです。
1:32:36	また理想おっしゃっていただいたのパワーポイントの 286 ページの弊社で行いました自社調査文献として起こしておりますので宮本釜江 2014 というふうにとまとめているものをおっしゃっていただいたかと思っております。
1:32:55	こちらですね、こちらの文献の記載を採用しましてちょっと先ほどのような表現になっておりますが認められないということで整理できると考えておりますので、もう少しわかりやすい表現に見直ししたいと思います。以上です。

1:33:17	はい。ちょっと確認していただいて、
1:33:22	中国電力としてはどう評価してるのかっていうことで、市、この参考資料とかは、書かれる必要があるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
1:34:53	規制庁クマガエです。はい。
1:34:55	あと、
1:34:56	今いろいろと津浪について確認をさせていただきました。
1:34:59	はい。
1:35:02	まず、また時間もですね、
1:35:05	12時
1:35:10	ぐらいになってきておりますけども、
1:35:13	また、津波については、
1:35:14	以上で終了したいと思いますけど。
1:35:17	中部電力から何か確認したい点等ありますでしょうか。
1:35:22	中国電力カシマですね、こちらから特段ございません。以上です。
1:35:52	規制庁クマガエです。
1:35:54	それでは
1:35:56	津波評価におけるですね、まとめ資料の確認については以上で終了したいと思います。
1:36:01	ありがとうございました。
1:36:04	ありがとうございました。